

IATA航空危険物規則書 第66版(2025年) 主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

<p>本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めた。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。 注：下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第66版(2025年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiv ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。</p>	
<p>第1章 - 適用 (Applicability)</p>	
1.2.7.1	追加 (i) 包装物、オーバーパックまたはULDに取り付けられあるいは置かれた、リチウム電池が組み込まれたデータロガーおよび貨物追跡装置が本規則のいかなる規定も適用されない要件、および注が追加された。
★1.3.4.1	追加 荷送人の書類の保管要件に、「該当する当局の要請があった場合、利用可能にする」ことが追加された。
<p>第2章 - 制限 (Limitations)</p>	
2.3	— 手荷物規則関係
2.3.2.2 - 2.3.2.4	編集 電池駆動の移動補助機器についての規定および移動補助機器の輸送に関する一連の手続き(end-to-end processes)に関する指針が最新ののものになった。【JACIS注一△印はない。】
2.3.2.4.3	追加 注が追加され、リチウム電池が移動補助機器に組み込まれたままである場合、ワット時の制限はなくなった。9.1.9および1.4.2.2の規定は変更がない。
★2.3.5.8.1	編集 (b)リチウム金属量・ワット時の制限に各々「機器当たり」という文言が追加された。
2.8	追加変更 政府例外規定:BYG(ベラルーシ)、CLG(チリ)の政府例外規定が新規で追加され、KGG(キルギスタン)の国名が変更された。その他、内容の追加変更あり。 運航者例外規定:新規ファイル、内容の追加、変更あり。
<p>第3章 - 分類 (Classification)</p>	
★3.0.1.5	追加 荷送人が危険物の分類をした場合、貨物輸送から3か月以内に当局の要請があれば、分類割り当てに使用した情報を利用可能にしなければならないと規定され、注に情報に含まれる内容が示された。(以降、項目番号が順次変更された。)
3.1.1.2	追加 火薬類の用語の定義が追加された。
3.4.1.1.3	追加 「金属粉末」は金属または金属合金の粉末という定義が追加された。
3.4.1.1.3.3	追加 「摩擦により発火するおそれのある固体」の割り当てにつき規定が追加された。
3.6.2.2.2.1	更新 カテゴリー Aのリスト、表3.6.Dの「Monkeypox」に「培養物のみ(cultures only)」が追加され、「1」が付き、表3.6.Dの下に「1」につき「Monkeypox」は世界保健機関(WHO)により「mpox」と参照されている」と追記された。
3.9.2.5.5	変更 主語が「コロナウィルスワクチン」から「臨床試験で使用されるものを含め、投与可能な状態で包装されたGMMOsあるいはGMOsを含むワクチンのような医薬品」と変更された。
3.9.2.7	追加 ナトリウムイオン電池に関する規定が追加された。(以降の項目番号が順次繰り下げ)
★3.9.2.11.0	追加 UN3559, 火災抑制剤散布装置(Fire suppressant dispersing devices)が追加された。
★3.9.2.13.0	追加 第9分類の危険物として以下が新設された。 UN3556, リチウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium ion battery powered), UN3557, リチウム金属電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium metal battery powered), UN3558, ナトリウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, Sodium ion battery powered)
<p>第4章 - 識別 (Identification)</p>	
<p>4.2 危険物リスト</p>	
UN0514	新規 火災抑制剤散布装置(Fire suppressant dispersing devices), 区分1.4Sが追加された。
UN3559	新規 火災抑制剤散布装置(Fire suppressant dispersing devices), 第9分類が追加された。
UN3554	新規 製品に含まれるガリウム(Gallium contained in manufactured articles)が追加された。
UN3551	新規 ナトリウムイオン電池(Sodium ion batteries)が追加された。
UN3552	新規 「機器に組み込まれたナトリウムイオン電池(Sodium ion batteries contained in equipment)」および「機器と共に包装されたナトリウムイオン電池(Sodium ion batteries packed with equipment)」が追加された。
UN3556	新規 リチウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium ion battery powered)が追加された。
UN3557	新規 リチウム金属電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium metal battery powered)が追加された。
UN3558	新規 ナトリウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, sodium ion battery powered)が追加された。
<p>4.4 特別規定関係</p>	
A40	追加 「第3分類の規定」および「参照 3.3.1.6および3.4.1.3)が追加され、希釈剤が記述されていない場合の規定が追加された。
A69	追加 (a)「またはガリウム」という文言が追加された。
A88	追加 「ナトリウムイオン単電池または組電池」の文言が追加された。
A99	追加 「ナトリウムイオン単電池または組電池」の文言、その包装基準976,977および978とUN3551/UN3552が追加された。
A107	変更 「必要不可欠なものとして」の文言が削除された。 ・PI962で許可された危険物以外に、5L/5kgまでのUN3082および/またはUN3077もそれぞれ含んで良く、申告書にこれらの危険物の量を記載はしてはならず、また本規則も適用されないことが追加された。 ・それぞれ5kgまたは5Lを超えないUN3077および/またはUN3082のみを含む物品は本規定の適用を受けないと追加された。 ・注も内容が変更され、物品に含まれる危険物の量が国連モデル規則の特別規定301を超える場合、または危険物が国連モデル規則で少量危険物として輸送が許可されない場合、物品の分類は3.12.1から3.12.6に従わなければならないと追記された。
A144	追加 要件に合致すれば、申告書の航空機タイプ(制限)は“Passenger and cargo aircraft”を反映してよいという文言が追加された。
A146	追加 ナトリウムイオン電池が燃料電池システムに組み込まれている場合の品目名に、UN3552, 機器に組み込まれたナトリウムイオン電池(Sodium ion batteries contained in equipment)が追加された。
A154	追加 「ナトリウムイオン単電池または組電池」の文言が追加された。
A185	変更 UN3171が削除された。駆動電池に「ナトリウムイオン電池」が追加され、各電池で駆動する乗り物ごとにUN3556,リチウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle,lithium ion battery powered)/UN3557,リチウム金属電池駆動の乗り物(vehicle ,lithium metal battery powered)/UN3558,ナトリウムイオン電池駆動の乗り物(vehicle Sodium ion battery powered)が追加された。
A190	追加 中性子検知器輸送に関する要件内容が再構成され、要件に合致すればA2は適用されないという規定が追加された。

A214	変更追加	UN3171は湿式蓄電池(wet batteries)、金属ナトリウムまたはナトリウム合金電池(metallic sodium or sodium alloy batteries)で駆動/作動する乗り物および機器にのみ適用されることになった。 UN3556,リチウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium ion battery powered), UN3557,リチウム金属電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium metal battery powered), UN3558, ナトリウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, Sodium ion battery powered) が各々、リチウムイオン電池、リチウム金属電池およびナトリウムイオン電池で駆動する乗り物に適用される。
A226	新規	電子雷管(Detonators, electronic)のUN番号0511/0512および0513に合致する物品については、電気雷管(Detonators, electric)(UN0030, UN0255およびUN0456)の品目名を2025年6月30日まで継続使用できる。
A228	新規	有機電解質(organic electrolyte)のナトリウムイオン電池はUN3551またはUN3552で、水溶性アルカリ電解液(aqueous alkali electrolyte)のナトリウムイオン電池はUN2795で輸送しなければならないと規定された。
A230	新規	ニトロセルロース膜フィルター(Nitrocellulose membrane filters)が本規則の適用を受けない要件が規定された。
A231	新規	他の危険物を含まないナトリウムイオン電池駆動の乗り物が本規則の適用を受けない要件が規定された。
A232	新規	火災抑制剤散布装置(Fire suppressant dispersing devices)の定義、区分1.4Sおよび第9分類割り当て等の要件が規定された。
A233	新規	本品目名は水、Tetramethylammonium hydroxideおよび他の1%以下の成分からなる水溶液にのみ適用される。他の組成に関する割り当てについても規定された。
第5章 包装 (Packing)		
包装基準関係		
5.0.2.11	追加	(g) 同梱された危険物のいずれかが旅客機の包装基準番号で示されていれば、Q値計算に使用される分母はすべて旅客機のものであることという文言が追加された。
5.2.0.8	編集	(b)に「または保護具」の文言が追加され、(c)で「保護具」が削除され「耐久性のある保護的な付属物(permanent protective attachment)」に変更された。
PI200	変更	表200BのUN1010の濃度が40%から20%へ訂正された。
PI202	編集	密閉式極低温容器の要件の(e)の主語が「充填率(degree of filling)」から「充填(filling)」に変更されただけ。
PI218	変更	追加包装要件(c)の適用されるISO基準の内容が「ISO 11118:1999」から「ISO 11118:2015 +Amd.1 2019に1節」に更新された。
PI372	変更	UN3165, Aircraft hydraulic power unit fuel tankに関する合致要件が「5.0.2の一般包装要件」から「5.0.2.4, 5.0.2.8, 5.0.2.11(a)および5.0.2.12の要件」に変更され、密閉装置要件が削除された。
PI378	変更	電池に関する(c)の主語が「ナトリウム電池」から「金属ナトリウムまたはナトリウム合金電池(metallic sodium or sodium alloy batteries)」に変更された。
PI492	変更	適用品目名が「金属ナトリウムまたはナトリウム合金を含む単電池および金属ナトリウムまたはナトリウム合金を含む組電池(UN3292)」に変更された。 【JACIS注一特別規定A94参照】
PI650	編集追加	完成した包装物の1.2m落下試験の文言の更新およびその性能に関する注が追加された。 特定要件(a)で荷送人および荷受人の名前と住所の情報は、バーコード(barcode)、QRコード(QR Code)または他の同等の手段で適用してよいと規定された。
PI866	追加	追加包装要件に、容器は包装等級Ⅱの性能基準に合致しなければならないことが追加された。
PI869	追加	UN3554, 「製品に含まれるガリウム(Gallium contained in manufactured articles)」が適用追加になり、追加包装要件、黒丸1個目で「またはガリウム」の文言が追加された。
PI950	変更	電池に関する(c)の主語が「ナトリウム電池」から「金属ナトリウムまたはナトリウム合金電池(metallic sodium or sodium alloy batteries)」に変更された。
PI951	変更	電池に関する(c)の主語が「ナトリウム電池」から「金属ナトリウムまたはナトリウム合金電池(metallic sodium or sodium alloy batteries)」に変更された。
PI952	追加変更	・適用される乗り物として以下が追加になった。 ①UN3556,リチウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium ion battery powered) ②UN3557,リチウム金属電池駆動の乗り物(Vehicle, lithium metal battery powered) ③UN3558, ナトリウムイオン電池駆動の乗り物(Vehicle, sodium ion battery powered) 【JACIS注一リチウム電池駆動の乗り物についての経過措置は8.1.6.9.1,ステップ5参照】 ・電池(b),4にはこれらの追加された国連番号の乗り物の充電率等に関する経過措置等を含む規定が追加され、その下の注に、定格容量に関する指針等および減少した充電率の電池はより暴走しにくくなるという注が追加された。 (1)2025年1月1日から12月31日の間は、電池の充電率が30%以下、または表示される電池容量が25%以下であることが望ましい。 (2)2026年1月1日からは、100Whを超える電池を有する乗り物について充電率30%以下または表示される電池容量25%以下が必須となる。
PI955	追加	(e)にナトリウムイオン電池が追加され、(e)2に「また3.9.2.7.1」が追加された。
PI961	追加	UN3559が適用される国連番号に追加され、組み合わせ容器表にも追加された。
PI965	追加	・SectionI AおよびSectionI B: (c)の下に、減少した充電率で輸送される単電池および組電池はより熱暴走しにくくなるという文言が追加された。 ・追加要件—SecI B: 積み重ね試験の下に耐久性の実証に関する注が追加された。
PI966	追加	・SectionI: (c) (d)が追加され、以下の充電率についての経年措置が規定された。 ①2025年12月31日までは、電池の充電率は30%以下である事が望ましい。 ②2026年1月1日からは、電池の充電率は30%以下でなければならない、これを超える場合の輸送は発地国および輸送航空会社の所属する国の当局の事前許可を必要とする。 注: 減少した充電率で輸送される単電池および組電池はより熱暴走しにくくなる、という文言が追加された。 ・SectionII: (c) (d)が追加され、以下の充電率についての経年措置が規定された。 ①2025年12月31日までは、電池の充電率は30%以下である事が望ましい。 ②2026年1月1日からは、 (1)2.7Whを超える電池は充電率30%以下で輸送しなければならない、これを超える場合の輸送は発地国および輸送航空会社の所属する国の当局の事前許可を必要とする。 (2)2.7Wh以下の電池は充電率30%以下である事が望ましい。 注: 減少した充電率で輸送される単電池および組電池はより熱暴走しにくくなるという文言が追加された。 ・追加要件—Section II: 包装物の積み重ね試験(3mの高さまで積み上げた同重量の加重に24時間耐えられること)の義務化、および耐久性の実証に関する注が追加された。

PI967	追加	・Section IおよびSection II:電池の充電率は30%以下、または表示される電池容量は25%以下である事が望ましい。 注:減少した充電率で輸送される単電池および組電池はより熱暴走しにくくなる、という文言が追加された。 ・追加要件Section IおよびSection II:包装物の積み重ね試験(3mの高さまで積み上げた同重量の加重に24時間耐えられること)の義務化、および耐久性の実証に関する注が追加された。
★PI969	追加	追加要件—Section II:包装物の3mの積み重ね試験、および耐久性の実証に関する注が追加された。
★PI970	追加	追加要件—Section IおよびSection II:包装物の3mの積み重ね試験、および耐久性の実証に関する注が追加された。
PI976	新規	UN3551、ナトリウムイオン単電池および組電池に適用する包装基準。
PI977	新規	UN3552、機器と共に包装されたナトリウムイオン単電池および組電池に適用する包装基準。
PI978	新規	UN3552、機器に組み込まれたナトリウムイオン単電池および組電池に適用する包装基準。
第6章 — 容器の規格および性能試験取り扱い (Packaging Specifications And Performance)		
6.2	—	ドラムの巻き締めに関し国連規則と揃える改定を含む。
6.4	—	シリンダーおよび密閉式極低温容器の製造および試験について参照された国際基準に対する多数の最新化を含む。
★6.4.1.5.2	追加	(q)の下に注が追加され、密閉式極低温液体容器の初回検査および試験に関する6.4.1.5.2の使用継続措置が追加された。
★6.4.2.7.2	追加 編集	(i),2に「例えば名前または商標(e.g.name or trademark)」の文言が追加され、(i),3の下に注が追加されマークされていないアセチレンシリンダーの使用継続可能な経過措置が設けられ、(p)のISO基準が「11114-1:2020」に更新された。
★6.4.2.10.2	追加	注が追加され、本規則の第63版の該当する要件に従って2027年1月1日前に製造され、第65版の本規則の6.4.2.10の要件に従ってマークされていない再充填可能なシリンダーの密閉装置は使用継続可能な経過措置が設けられた。
第7章 — マーキングおよびラベリング (Marking And Labelling)		
7.1.5.5	変更	表題「リチウム電池マーク」が「リチウム電池またはナトリウムイオン電池」に改定された。
7.3.18.2	変更	表題「第9分類 — リチウム電池」ラベルが「リチウム電池またはナトリウムイオン電池(Lithium Batteries or Sodium Ion Batteries)」に改定された。
第8章 — 書類の作成 (Documentation)		
8.1.6.9.1	追加	Step5,の下に注に2.が追加され、2025年3月31日まで「リチウム電池駆動の乗り物」は第65版に示されたようにUN3171、電池駆動の乗り物(Battery powered vehicle)として識別できる。適用されるマークおよびラベルは、要求される場合、申告書に示された情報と一致しなければならないと規定された。
8.2.1	削除	「Dangerous goods as per attached DGR」の文言使用期間が2024年末で終了したので、注が削除された。 【JACIS注—削除マークはない】
★8.3.4	変更	IB3.4.1.2.4.1が3.4.1.2.4.3に訂正された。
第9章 — 取り扱い (Handling)		
9.1.3	追加	9.1.3.1,(i)の下に注、3に規則書の電子版にチェックリストがあり、運航者等がチェックリストを開発できるという文言が追加された。
表9.1.A	変更 追加	・表9.1.A最上段の「リチウム電池マーク」が「電池マーク」に更新された。【JACIS注—△印はない】、 ・リストに「UN3552、機器に組み込まれたナトリウムイオン電池」、「UN3552、機器と共に包装されたナトリウムイオン電池」が追加された。
9.3.11	追加	9.3.11.2に深冷液化ガスに関する取扱い上の注意文言が追加された。
表9.5.A	追加	UN3552、機器に組み込まれたナトリウムイオン電池、機器と共に包装されたナトリウムイオン電池が追加された。
第10章 — 放射性物質 (Radioactive Material)		
10.7.1.4	追加	10.7.1.4.4にドライアイスがオーバーバックに置かれた場合、ドライアイスの合計量をオーバーバックの外面にマークしなければならないと規定された。
付 録 (Appendices)		
付録A	追加 変更	火災抑制剤散布装置等に関する用語が追加され、その他変更削除があった。
付録B	変更	B.2.2.4のELI/RBI/RLIに「r or sodium ion batteries(またはナトリウムイオン電池)」が追加された。
付録C	変更	表C.2に品目名追加・変更および注に33/34の追加あり。
付録D	更新	D.1およびD.2の当属の詳細が最新のものになった。
付録E	更新	E0にWebsite等およびQR Codeが参照された。
付録F	変更	追加変更あり。
誤植等一覧 (IATA英語版の誤植等でIATA確認済)		
重要な変更点および改定		1.2.7(i)は1.2.7.1(i)が、5.2.0.11は5.0.2.11がそれぞれ正しく、表C.1は65版からの訂正箇所はない。
1.2.7.1		1.2.7.1(i)注に含まれているPI977は「機器と共に包装されたナトリウムイオン電池」なので、当規定には該当しない。
2.8.2		CAG-09/15の文中にCAG-07/13とあるが、正しくはCAG-09/15。
3.9.2.7.0		Sodium ion batteries packed with equipmentがUN3553となっているがUN3552が正しい。
A88		特別規定で輸送される場合に関しナトリウムイオン電池の記載がない。
A214		△印がついているが、equipmentの例にナトリウムイオン電池の言及がなくICAO修正待ち。
5.0.1.2		(c),(d)は一部変更されているが、これは誤りで65版からの変更は無い。
PI372		適合性要件の文言が一部脱落している。
PI966		追加要件—Section II:包装物の積み重ね試験に△印(変更)がついているが、□印(新規)が正しい。